

令和3年12月24日

市内高齢者施設 御中

名古屋市健康福祉局
新型コロナウイルス感染症対策部
新型コロナウイルス感染症対策室
高齢福祉部介護保険課

高齢者施設での新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種） の取扱いについて

平素は、本市の予防接種行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
新型コロナワクチンの追加接種については、2回目接種完了から原則8か月
以上経過した方が対象となりますが、この度、国の方針において、高齢者施設
の入所者及び従事者については、例外的に2回目接種完了から6か月以上経過
後であれば前倒しで対象とすることができる旨が示されました。

つきましては、下記のとおりご対応くださいますようお願いいたします。
なお、今後国等の方針により変更がある場合は、別途お知らせします。

記

1 接種時期の前倒しについて

(1) 対象者

高齢者施設の入所者及び従事者（18歳以上）

<高齢者施設の種別>

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、
特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム
有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

※高齢者施設に併設する次の通所サービス事業所を含みます。

通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、
通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能
型居宅介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護

(注) 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業を含む。

(2) 追加接種が可能となる時期

2回目接種完了から6か月以上経過後であれば、追加接種を受けること
を可能とします。

＜具体例＞

令和3年7月2日に2回目接種を完了した入所者及び従事者は、令和4年1月2日以降に追加接種を受けることができます。

2 接種場所・接種券の有無等による対応の違い

接種には接種券が必要ですが、接種時期を前倒すことにより、接種券が接種日までに届かないことも想定されることから、一定の条件のもと、例外的に接種券が届いていなくても前倒し接種が可能な取扱いとします。

なお、例外的に接種券が届いていない方が前倒し接種を受ける場合には、必ず2回目接種完了から6か月以上経過していること、18歳以上であることを確認してください。確認の際には、1・2回目接種時の接種済証又は管理帳票（接種状況を管理する帳票。様式は任意。）等を活用してください。

＜参考＞接種券の送付について（名古屋市）

本市では、対象者に対し以下のとおり接種券を送付します。（市外に住民票がある方に対する接種券の送付時期等については、住民票がある市町村にお問い合わせください。）

ア 種類

追加接種では、接種券が予診票にあらかじめ印字された「接種券（予診票一体型）」を使用します。

イ 送付対象者

市内に住民票があり、本市において2回接種を完了したことが確認できた方に送付します。なお、2回接種後に名古屋市に転入した方は、別途発行に係る申請が必要です。

ウ 送付時期

2回接種を完了した日から原則8か月経過した日の数週間前を目途に送付することから、高齢者施設において接種時期を前倒しする場合は、接種券が届いていないことも想定されます。

エ 送付先・送付方法

住民票所在地に郵送します。

オ その他

1・2回目接種において従事者の接種に使用した「接種券付き予診票」は使用しません。

接種場所や接種券の有無等による対応の違いは次のとおりです。

（1）施設内で接種を行う場合

ア 接種券が届いている場合

届いた接種券を用いて接種を実施してください。

イ 接種券が届いていない場合

各接種対象者の接種履歴の確認、到着後の接種券の接種実施医療機関へ

の持参について、依頼元の施設が確実に実施できると接種実施医療機関が判断した場合に接種を実施することができます。

実施する場合は、接種実施医療機関の求めに応じて接種履歴がわかる書類を提示する等の対応を行ってください。

また、接種実施医療機関が準備する白紙予診票を用いて接種を受けさせ、後日、被接種者本人または施設職員等により、届いた接種券の予診票部分（医師記入欄を除く。）に白紙予診票の内容を転記する必要があります。ただし、本人署名欄は白紙予診票に署名した者が記載する必要がありますのでご注意ください。詳細は「例外的な取扱として接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」（別添参照）でご確認ください。

（２）施設外で接種を行う場合

ア 接種券が届いている場合

届いた接種券を用いて接種を実施してください。ただし、2回目接種完了から8か月以上経過していない方は、予約時及び接種時に接種実施医療機関に対して「前倒し接種の対象者である高齢者施設等の入所者又は従事者である」旨を伝える必要があることに留意してください。

イ 接種券が届いていない場合

原則は接種券到着後の接種とします。ただし、施設単位で接種の予約をするなど、各接種対象者の接種履歴の確認、到着後の接種券の接種実施医療機関への持参について依頼元の施設が確実に実施できると接種実施医療機関が判断した場合に接種を実施することができます。

実施する場合は、接種実施医療機関の求めに応じて接種履歴がわかる書類を提示する等、（１）イと同様の事務をお願いいたします。

なお、名古屋市が実施する集団接種会場での接種については、接種券が届き次第予約が可能となりますのでご注意ください。

3 必要な準備について

「高齢者施設での追加接種（3回目接種）に向けた準備について」（別紙）のとおり進めてください。

4 医療機関とのマッチング希望登録 <接種医が決まる見込みがない場合>

接種医が決まる見込みがない高齢者施設に対し、本市が接種実施医療機関とのマッチングを行います。

（１）対象施設

施設内接種を実施する高齢者施設のうち、接種実施医療機関が決まる見込みのない施設

（２）内容

令和4年1月17日(月)以降に受付を開始するマッチング希望登録を行った施設に対して、順次、市内の接種実施医療機関を紹介します。（接種実

施医療機関への依頼や日程調整等は、各施設において行っていただきます。)

(3) 登録方法・注意事項

次のいずれかの方法で登録サイトにアクセスしてください。

(1) URL : <https://logoform.jp/form/mx9C/42119>

(2) スマホ等で右記のコードを読み取り



登録開始日 令和4年1月17日(月)

主な登録内容：事業所情報(法人名、事業所名、所在地、
連絡先、施設長氏名)、施設内接種予定人数、等

(注) 施設の嘱託医等がワクチンの接種をすることができない場合でも、他に日ごろから施設と関係のある医療機関等に依頼する等により接種医療機関の確保に努めてください。

5 その他

(1) ワクチンの手配について

ワクチンの手配は接種実施医療機関が行います。本市では、ワクチンの接種実施医療機関への供給は、年明け1月初めから本格化します。ただし、在庫ワクチンの活用により接種可能な接種実施医療機関があれば、施設の接種体制が整い次第、追加接種を開始することも可能です。

なお、接種実施医療機関に対しては、1月中はファイザー社ワクチンを配送し、2月以降は国からのワクチン供給状況等を踏まえ別途示す旨をお知らせしています。

(2) 他の予防接種との接種間隔について

前後に新型コロナワクチン以外の予防接種を行う場合においては、原則として13日以上の間隔をおく必要があることにご留意ください。

(3) 追加接種に係るQ&Aについて

今後、NAGOYAかいごネットに掲載予定ですので、適宜ご確認ください。掲載ページは次のとおりです。

URL: <https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/docs/2021122000011/>

【お問い合わせ先】

○ワクチン接種の一般的なこと

なごや新型コロナウイルスワクチンコールセンター

電話：050-3135-2252

○高齢者施設でのワクチン接種事業に関すること

健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部
新型コロナウイルス感染症対策室ワクチンG

電話：052-972-4389